

美浜地域における原子力防災について

令和2年11月26日

内閣府(原子力防災担当)

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1. 内閣府（原子力防災担当）について

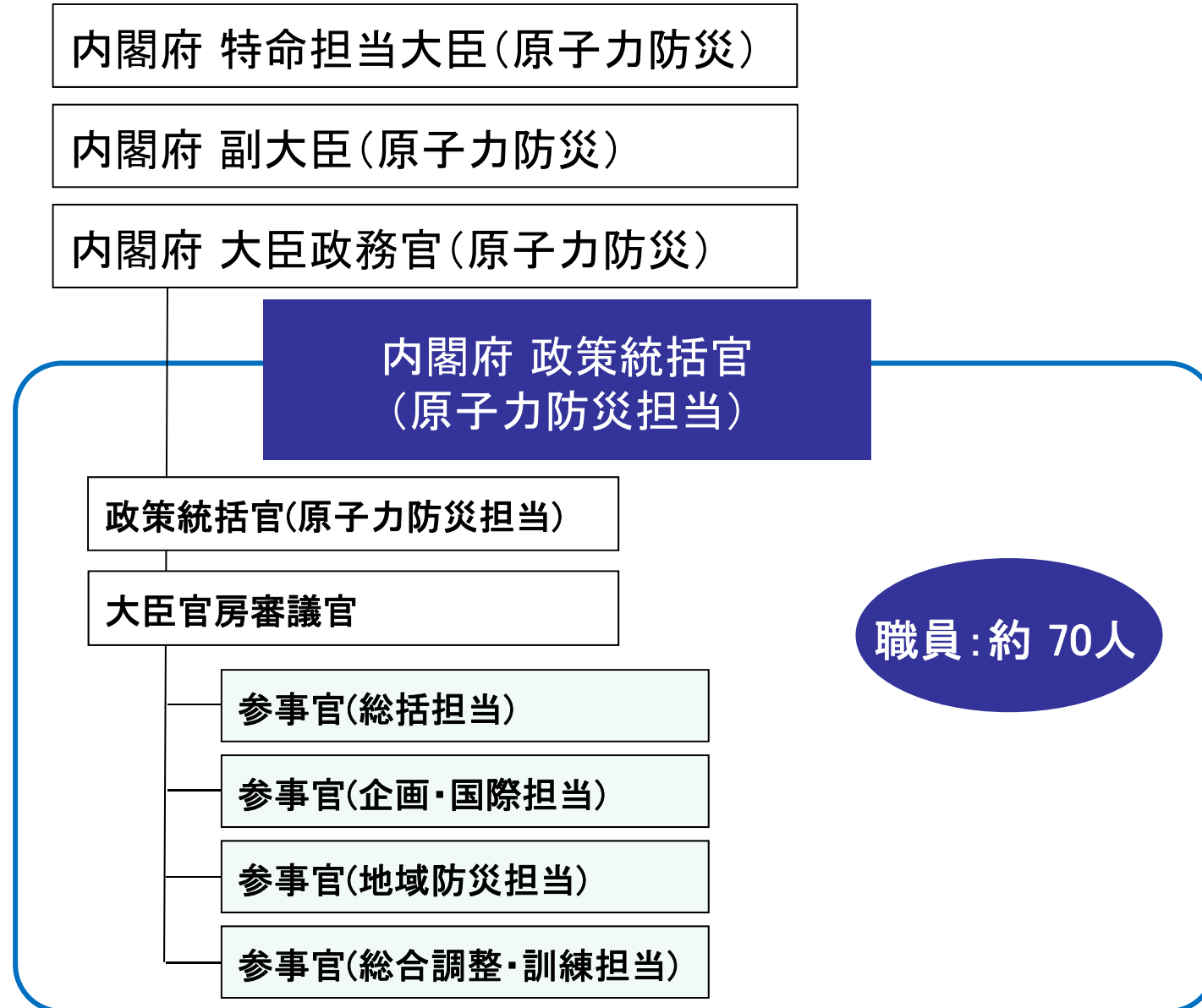
2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1-1 内閣府(原子力防災担当)の体制

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

- ◆ 自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援
 - 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中

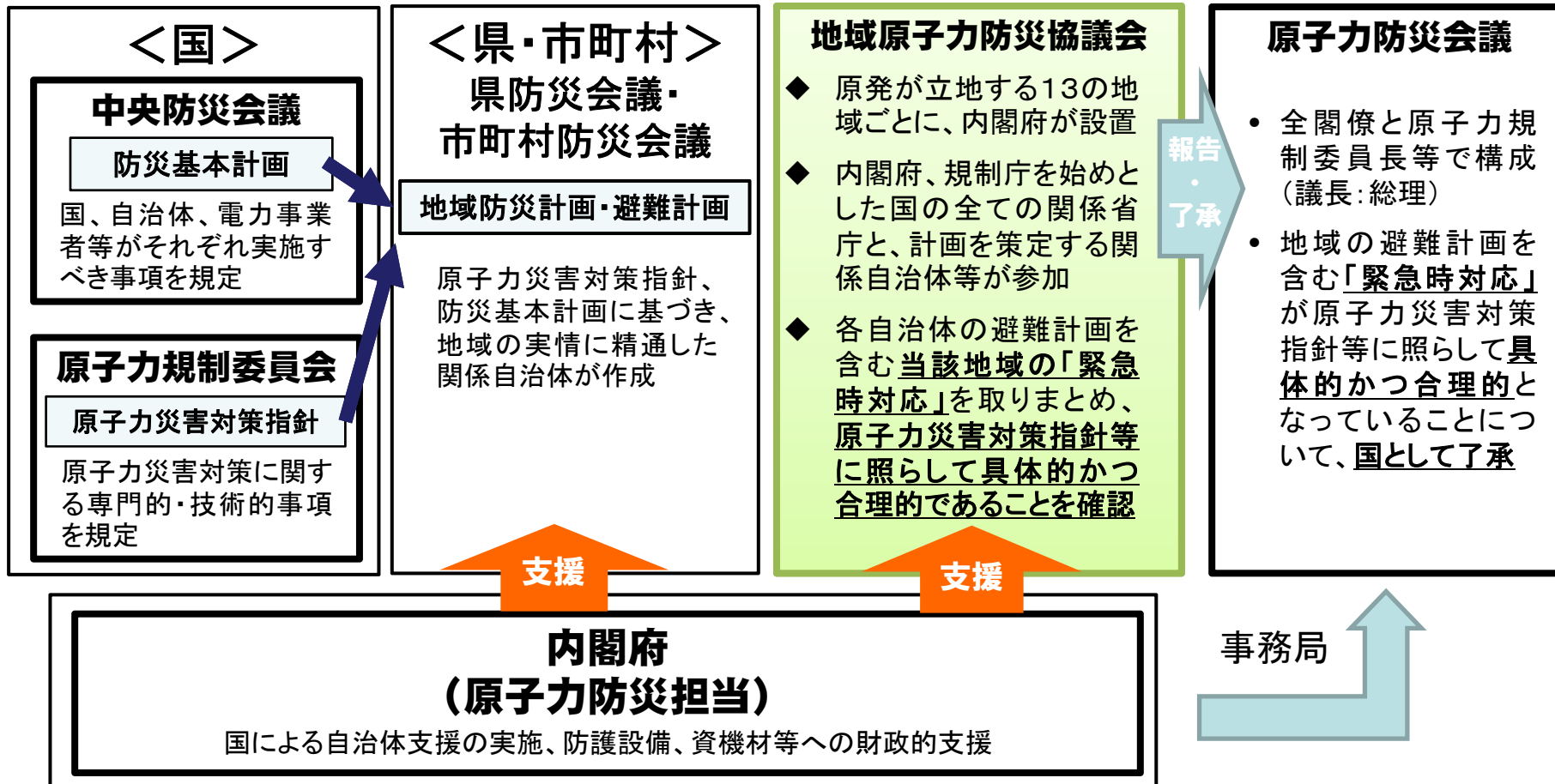
2. 関係道府県への財政的支援

- ◆ 放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施
 - 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等
 - 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業
避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業
 - 放射線防護対策等事業
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

- ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施
 - 令和2年度は女川原子力発電所を対象に実施
- ◆ 自治体が行う原子力防災訓練を支援
- ◆ 自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施

1-3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



- <国による自治体支援の具体的内容>**
- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
 - 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
 - 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
 - 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

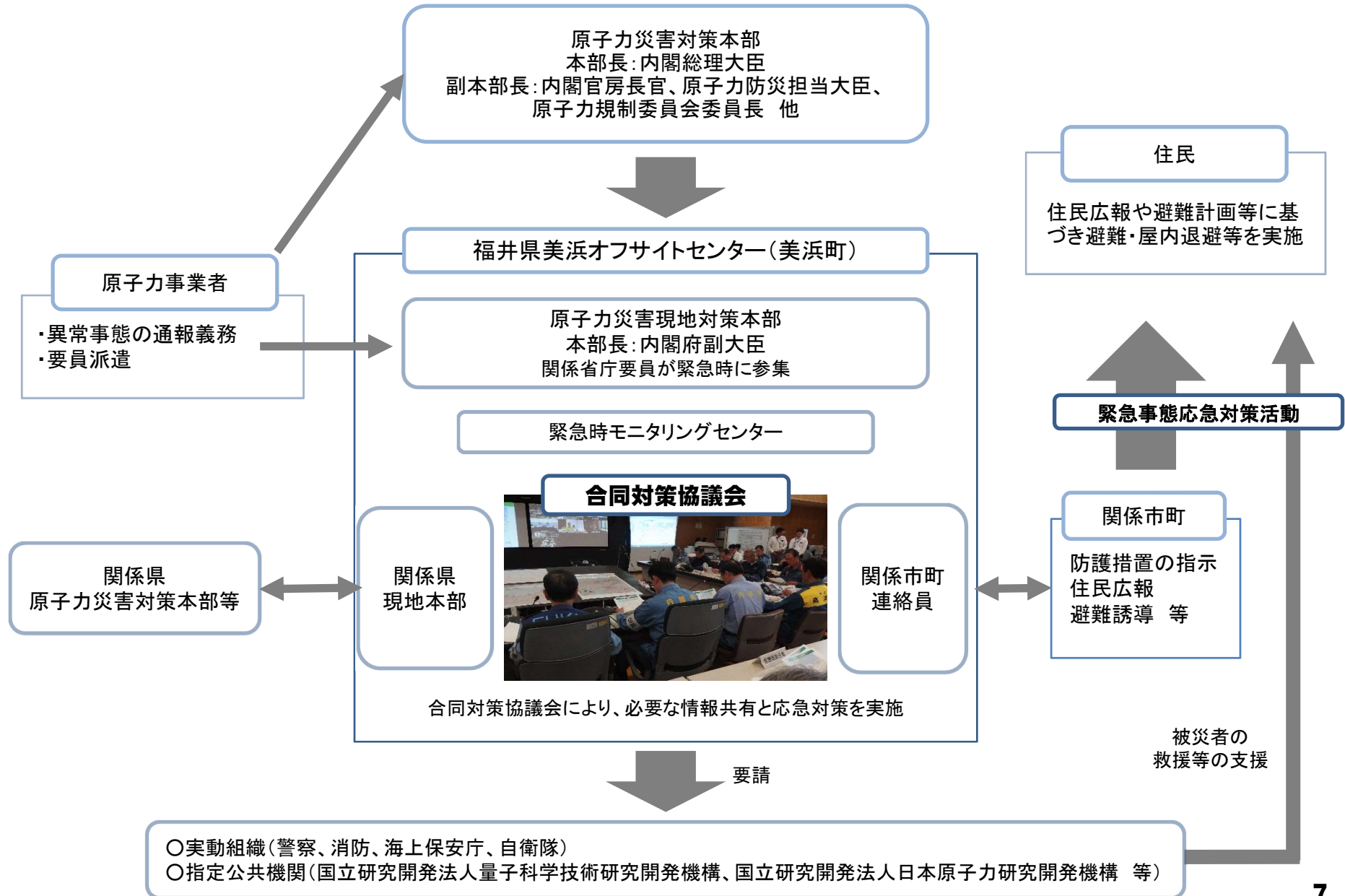
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

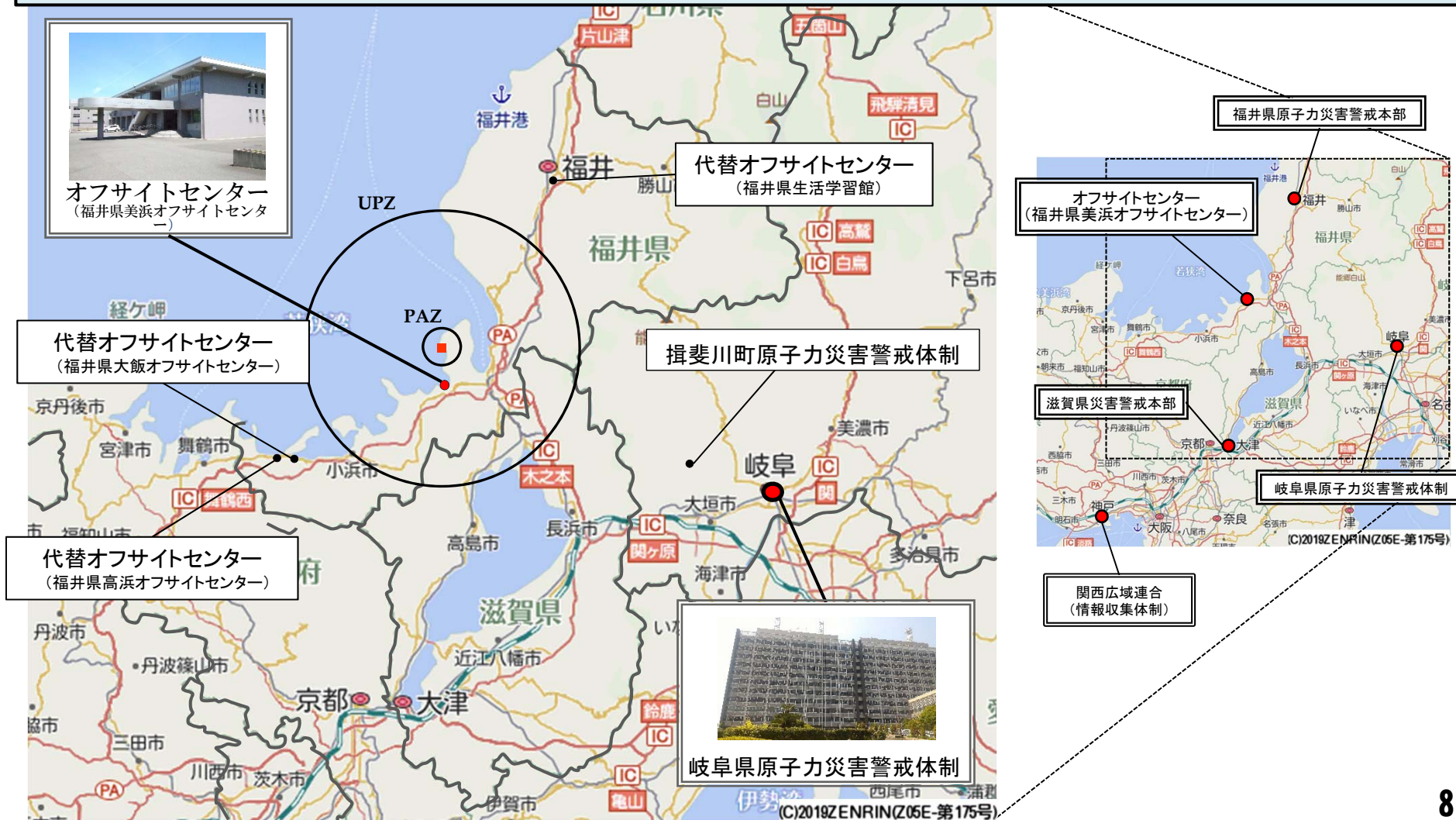
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2-1 国の対応体制



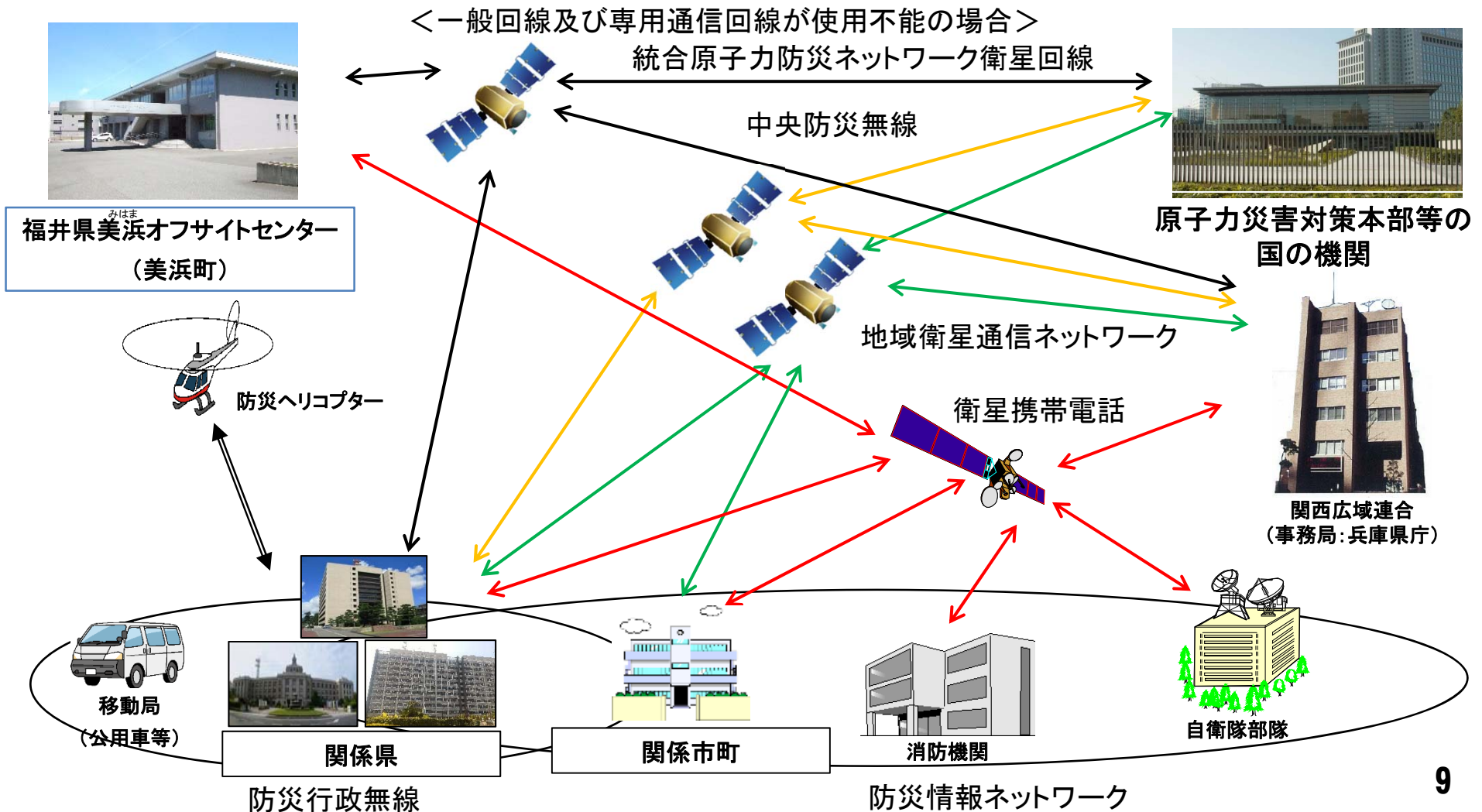
2-2 岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



2-3 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



2-4 住民への情報伝達体制

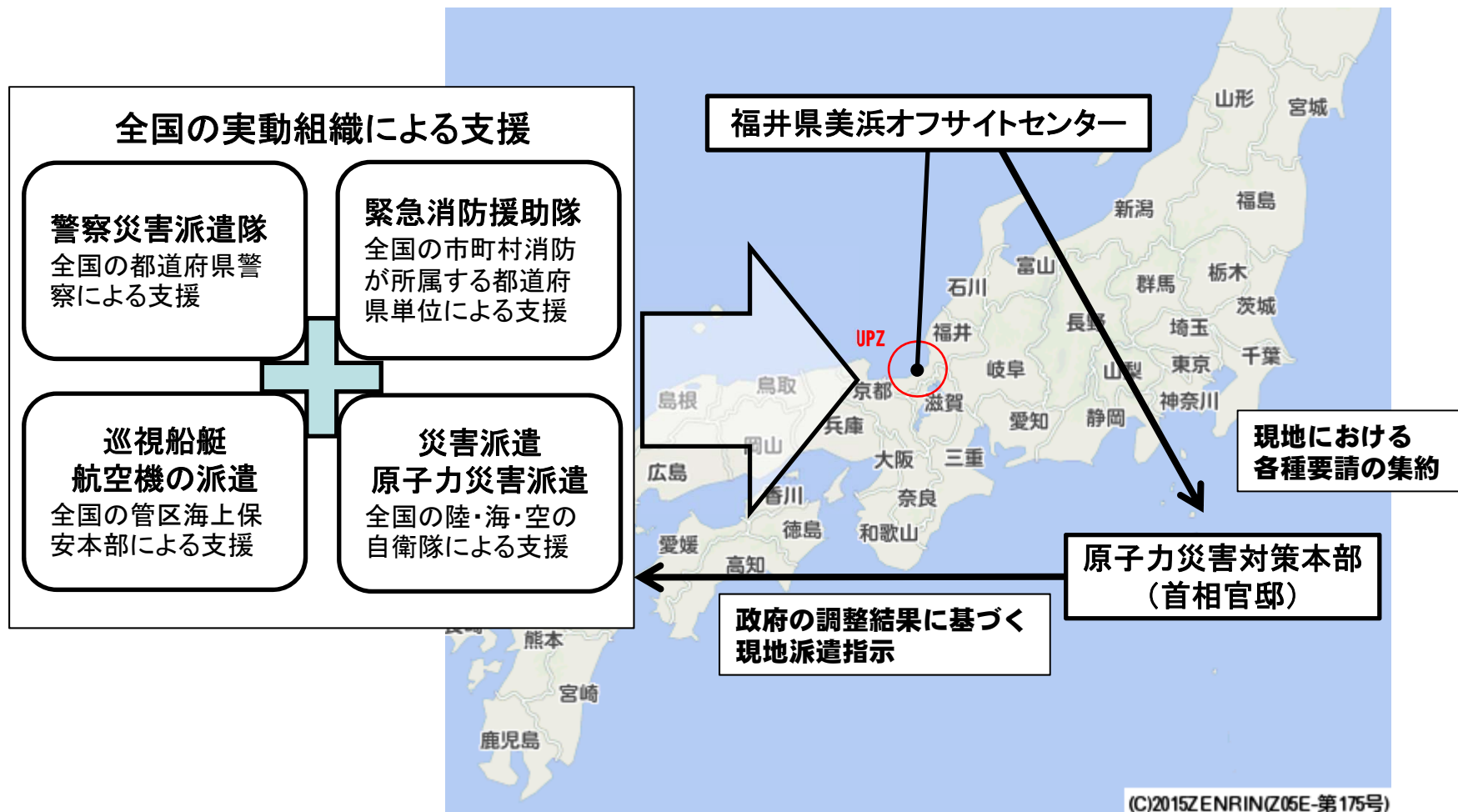
- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



2-5 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。**



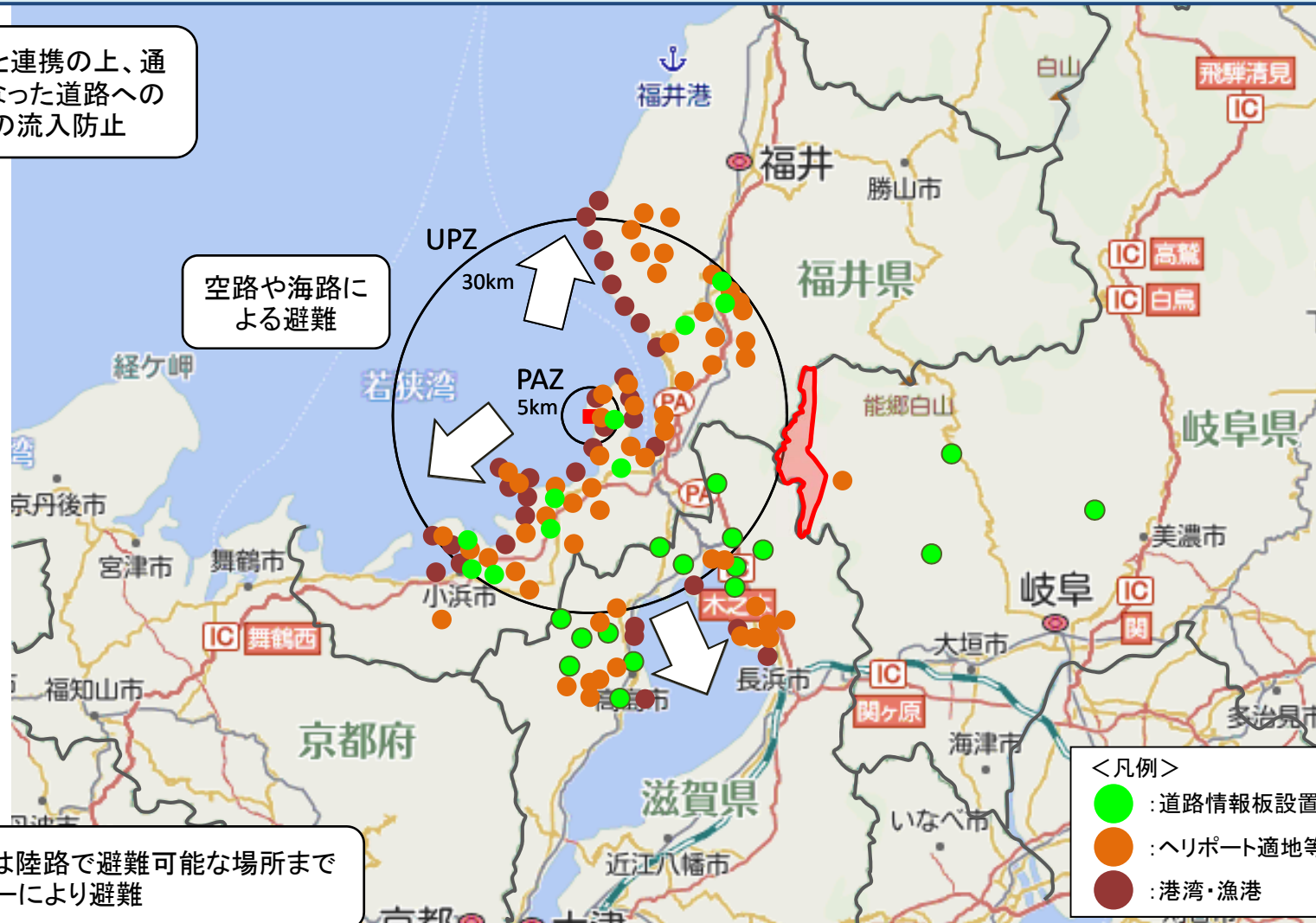
2-6 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路による避難

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難



2-7 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
- 3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み**
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

地域防災計画等の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（「緊急時対応」）が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認する。

会議体

- 福井エリア地域原子力防災協議会美浜地域分科会

※平成30年1月より現在までに計7回開催

【構成員】

福井県、滋賀県、岐阜県

内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁、経済産業省

オブザーバ: 関西広域連合、各県警察本部、海上保安庁、
陸上自衛隊 等

3-3 原子力災害対策重点区域

○PAZ: Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

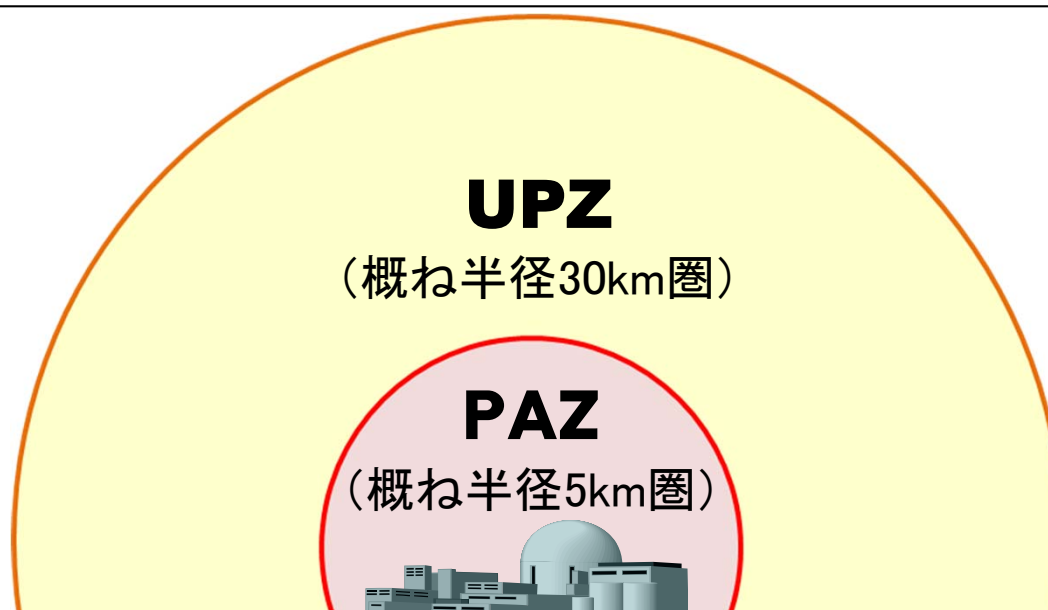
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ: Urgent Protective action planning Zone

「緊急時防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。



3-4 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル：EAL（※1））

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

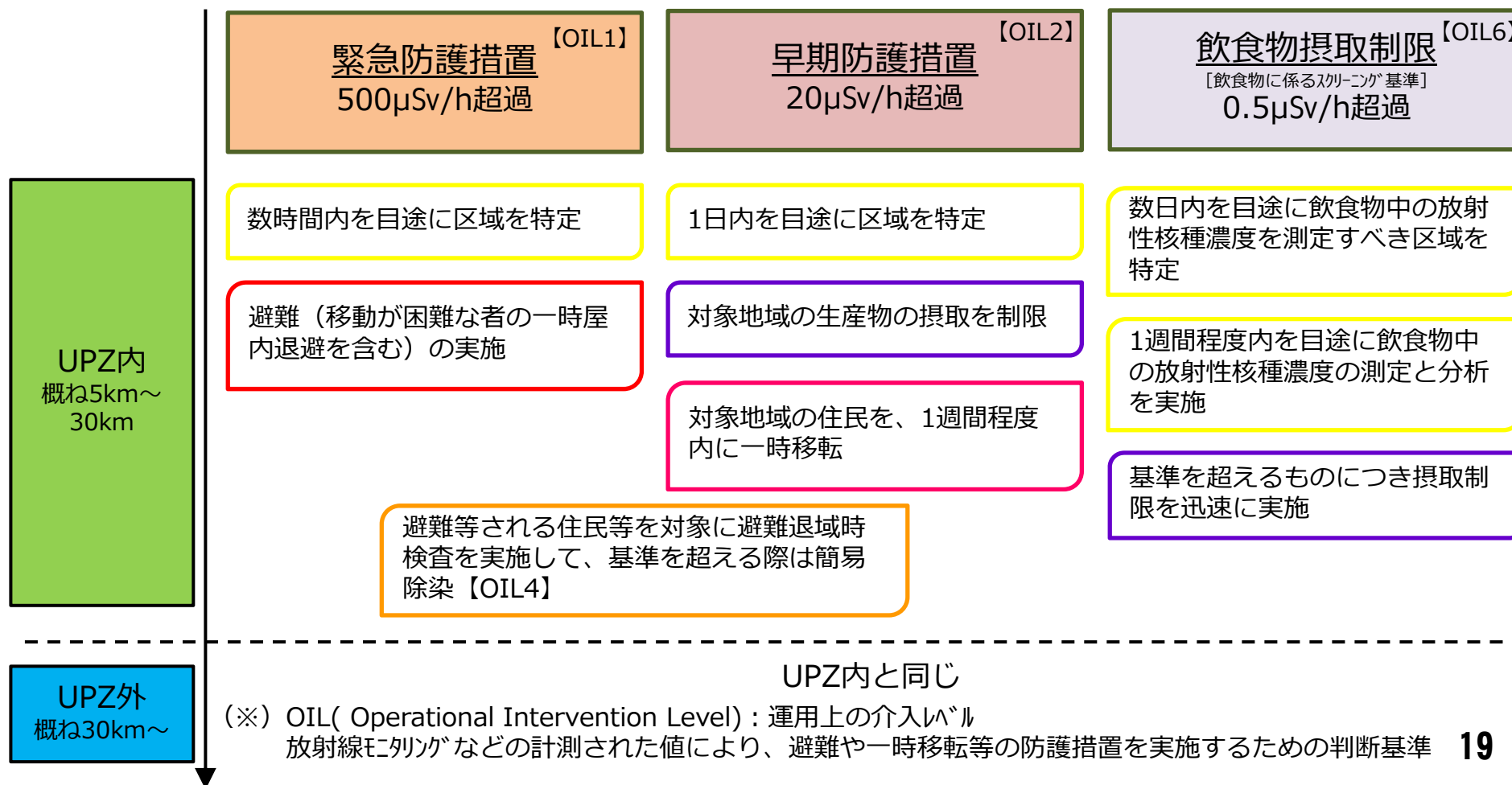
UPZ内
概ね5km～30km
^(※4)

UPZ外
概ね30km～
^(※5)

- (※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) ○要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

3-5 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



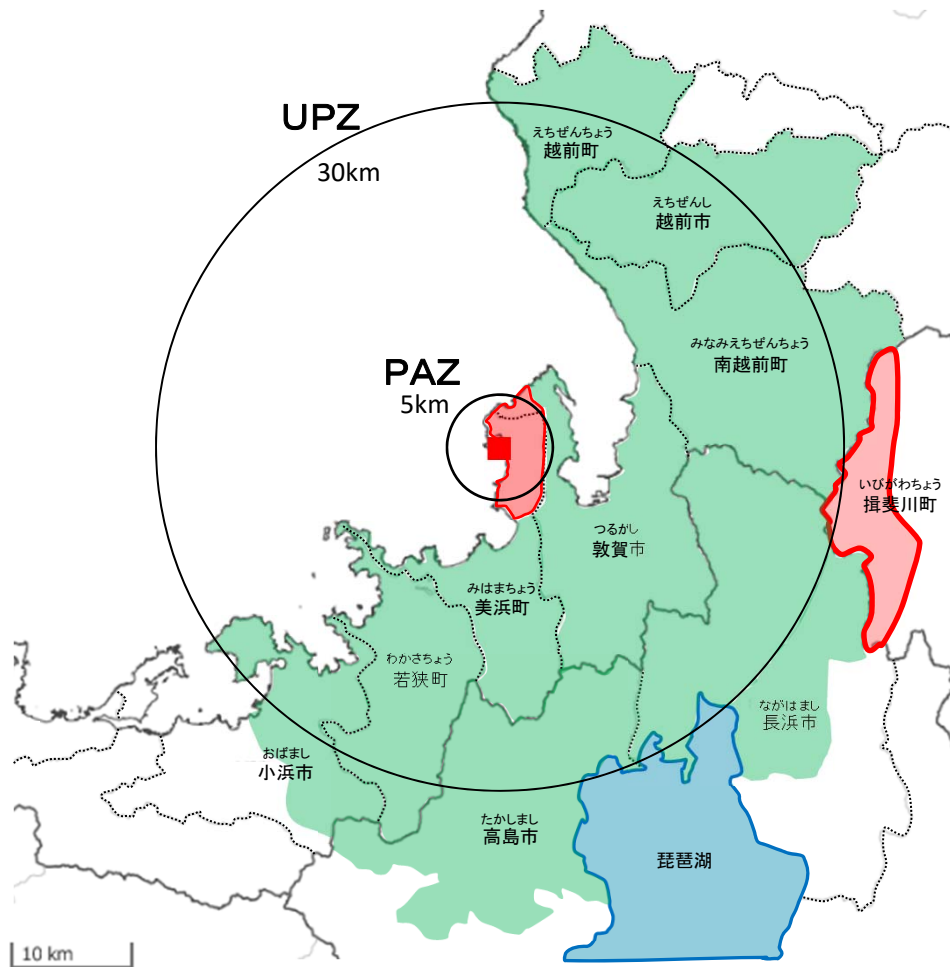
- 地域防災計画・避難計画のほか、原子力災害対策指針や防災基本計画等の考え方を踏まえ、PAZ及びUPZにおける対応、物資の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの体制などを関係自治体と検討。

「美浜地域の緊急時対応」の主要項目

- **美浜地域の概要**
- **緊急事態における対応体制**
- **PAZ内の施設敷地緊急事態における対応**
- **PAZ内の全面緊急事態における対応**
- **UPZ内における対応**
- **冷却告示の対象である1・2号機に係る対応**
- **放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制**
- **緊急時モニタリングの実施体制**
- **原子力災害時の医療の実施体制**
- **国の実動組織の支援体制**

3-7 美浜地域の原子力災害対策重点区域の概要

➤ 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県美浜町及び敦賀市に、UPZ内は福井県、滋賀県及び岐阜県の5市5町にまたがる。



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.703032/135.964050>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 848人

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、
南越前町、越前市、越前町)

(滋賀県:長浜市、高島市)

(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 278,044人

人口: 令和2年4月1日時点

3-8 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は848人、UPZ内人口は278,044人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で278,892人。

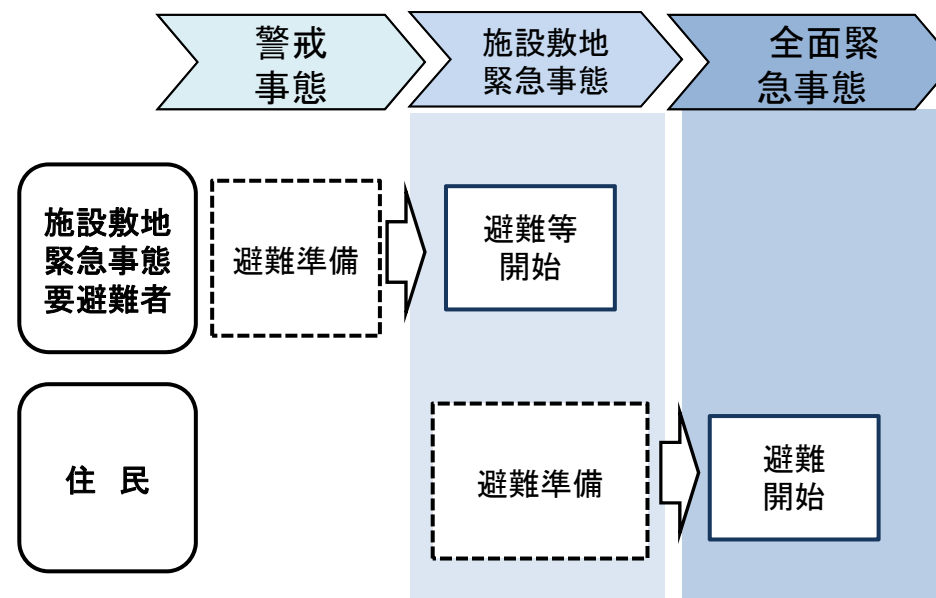
関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5~30km圏内)			
福井県	みはまちょう 美浜町	787 人	330 世帯	8,537 人	3,342 世帯	9,324 人	3,672 世帯
	つるがし 敦賀市	61 人	20 世帯	65,060 人	28,866 世帯	65,121 人	28,886 世帯
	わかさちょう 若狭町			14,559 人	4,996 世帯	14,559 人	4,996 世帯
	おばまし 小浜市			24,877 人	10,380 世帯	24,877 人	10,380 世帯
	みなみえちぜんちょう 南越前町			10,407 人	3,419 世帯	10,407 人	3,419 世帯
	えちぜんし 越前市			82,363 人	30,829 世帯	82,363 人	30,829 世帯
	えちぜんちょう 越前町			21,218 人	7,267 世帯	21,218 人	7,267 世帯
小計		848 人	350 世帯	227,021 人	89,099 世帯	227,869 人	89,449 世帯
滋賀県	ながはまし 長浜市			23,750 人	9,090 世帯	23,750 人	9,090 世帯
	たかしまし 高島市			27,224 人	11,774 世帯	27,224 人	11,774 世帯
小計		—	—	50,974 人	20,864 世帯	50,974 人	20,864 世帯
岐阜県	いびがわちょう 揖斐川町			49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
小計		—	—	49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
合計		848 人	350 世帯	278,044 人	109,990 世帯	278,892 人	110,340 世帯

3-9 PAZ内における防護措置の考え方

- 施設敷地緊急事態となった場合には、PAZ内の在宅の避難行動要支援者などの要避難者については、避難を開始する。
- 全面緊急事態となった場合には、PAZ内の住民は避難を開始する。

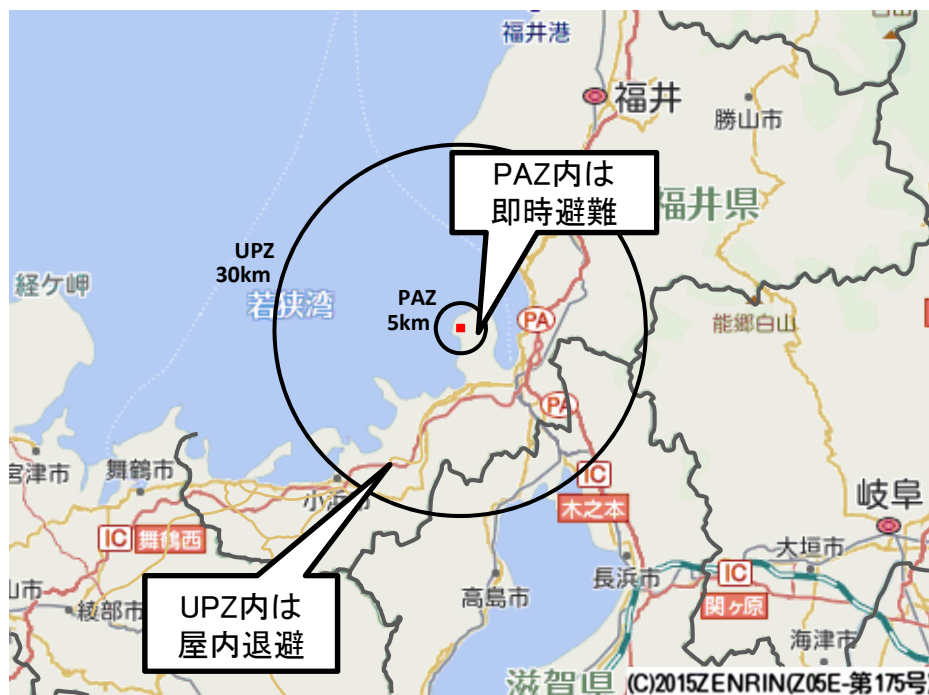


PAZ内の防護措置の基本的な流れ

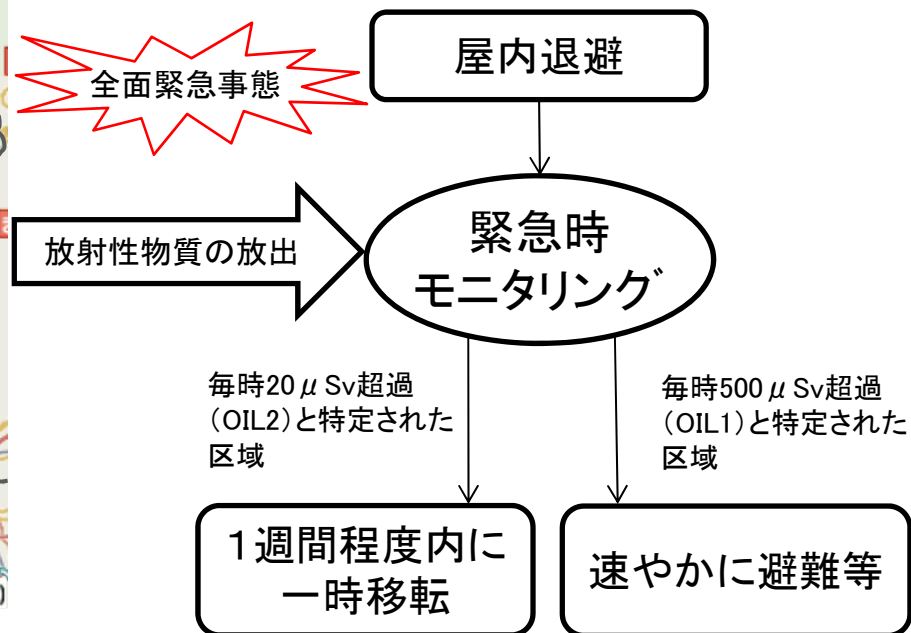


3-10 UPZ内における防護措置の考え方

- **全面緊急事態**となった場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民は**予防的防護措置**として**屋内退避を開始**する。
- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する**毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定**し、当該特定された地域の住民は、**速やかに避難等**を行う。また、OIL2に該当する**毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定**し、当該特定された地域の住民は、**1週間程度内に一時移転**を行う。

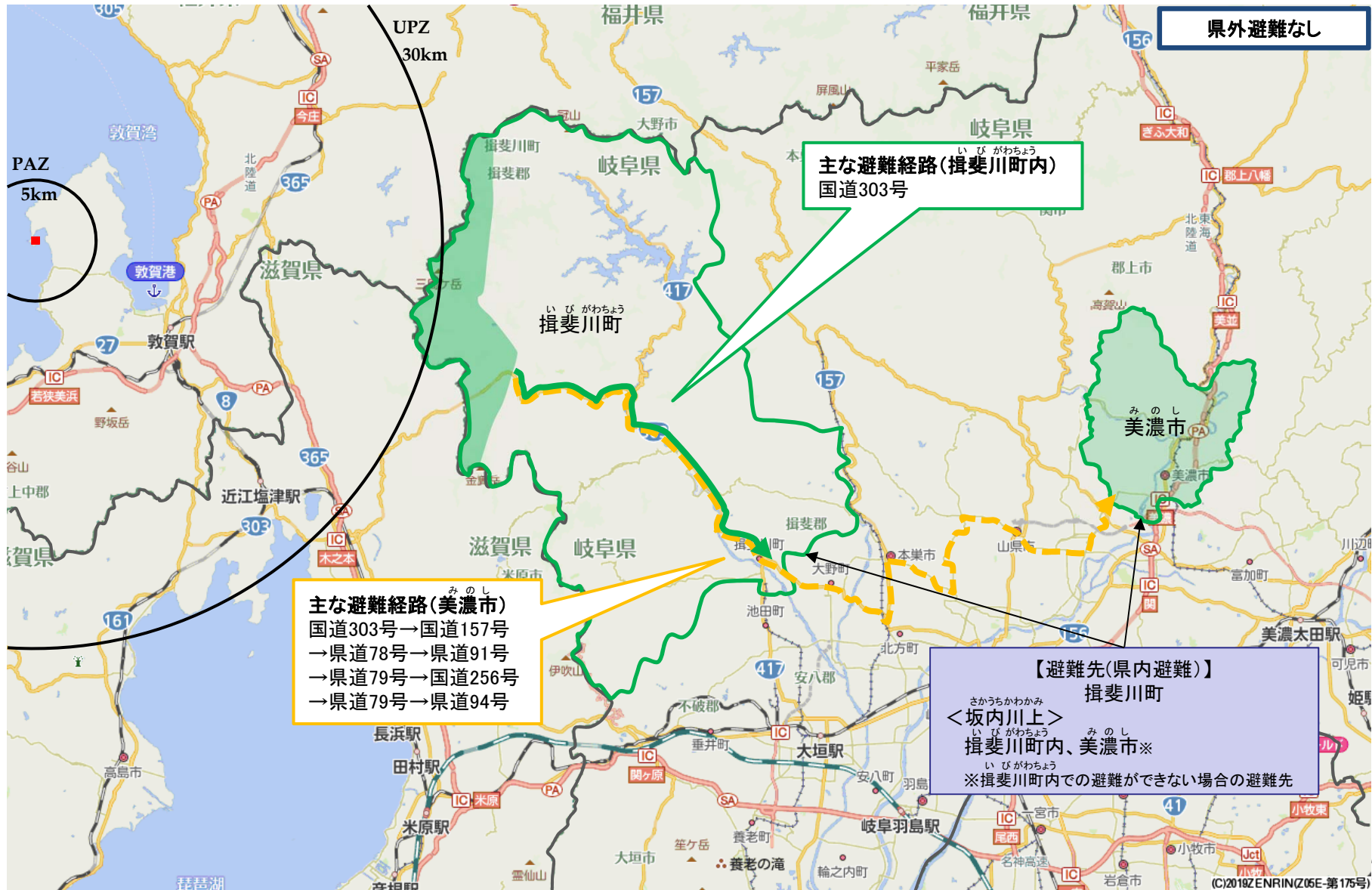


UPZ内の防護措置の基本的な流れ



3-11 揖斐川町におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

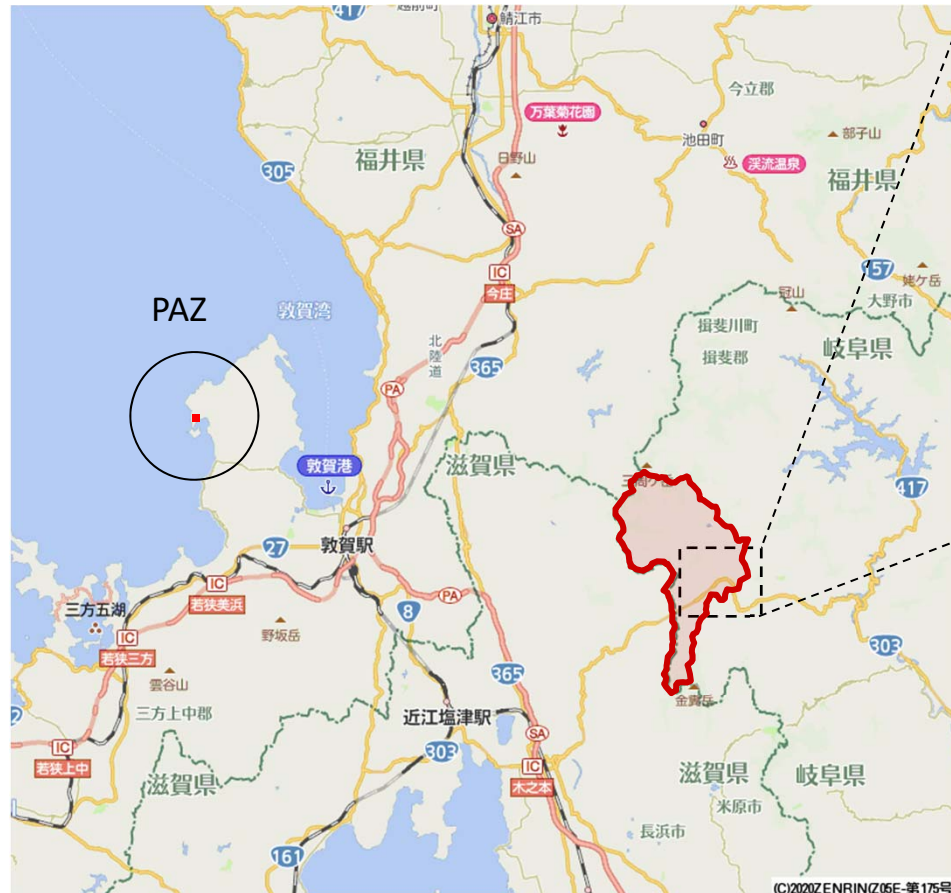


3-12 自然災害により孤立した場合の対応

- 万が一、一時移転等を実施する必要が生じた場合において、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 さかうち かわかみ
坂内川上地区

UPZ



川上集会場
放射線防護対策施設
【工事中】
(収容可能者数:80人)

遊らんど坂内
駐車場

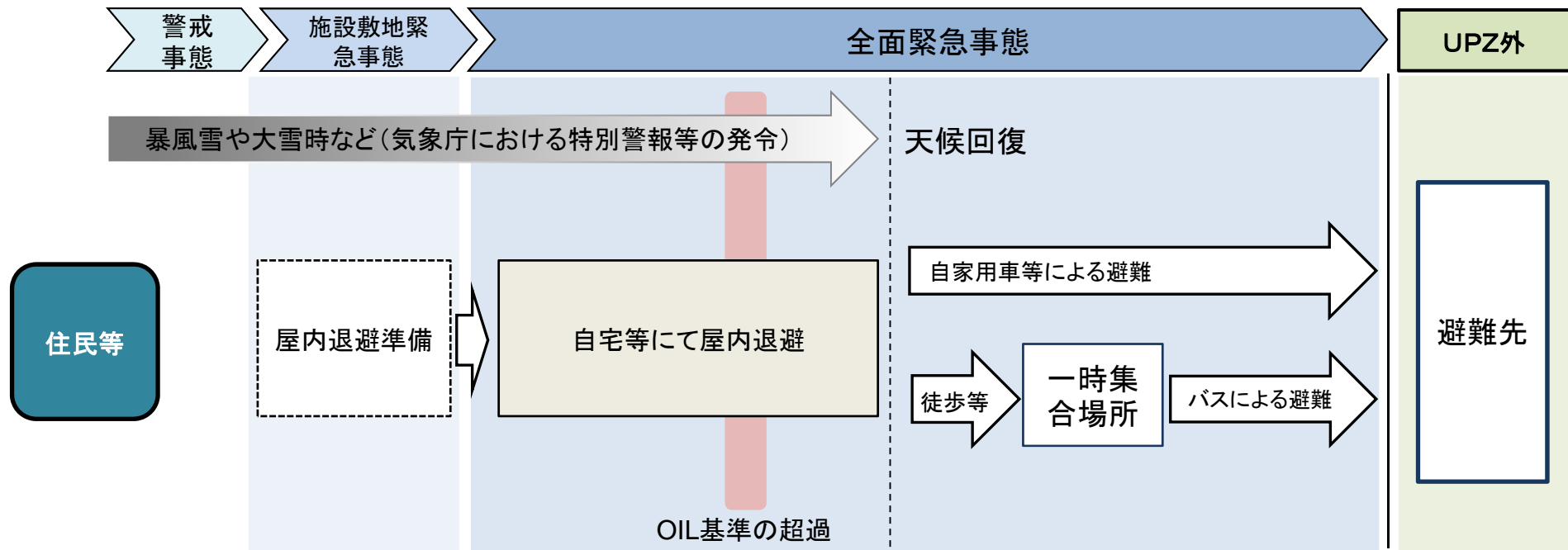
<凡例>
● : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)
H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

3-13 暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

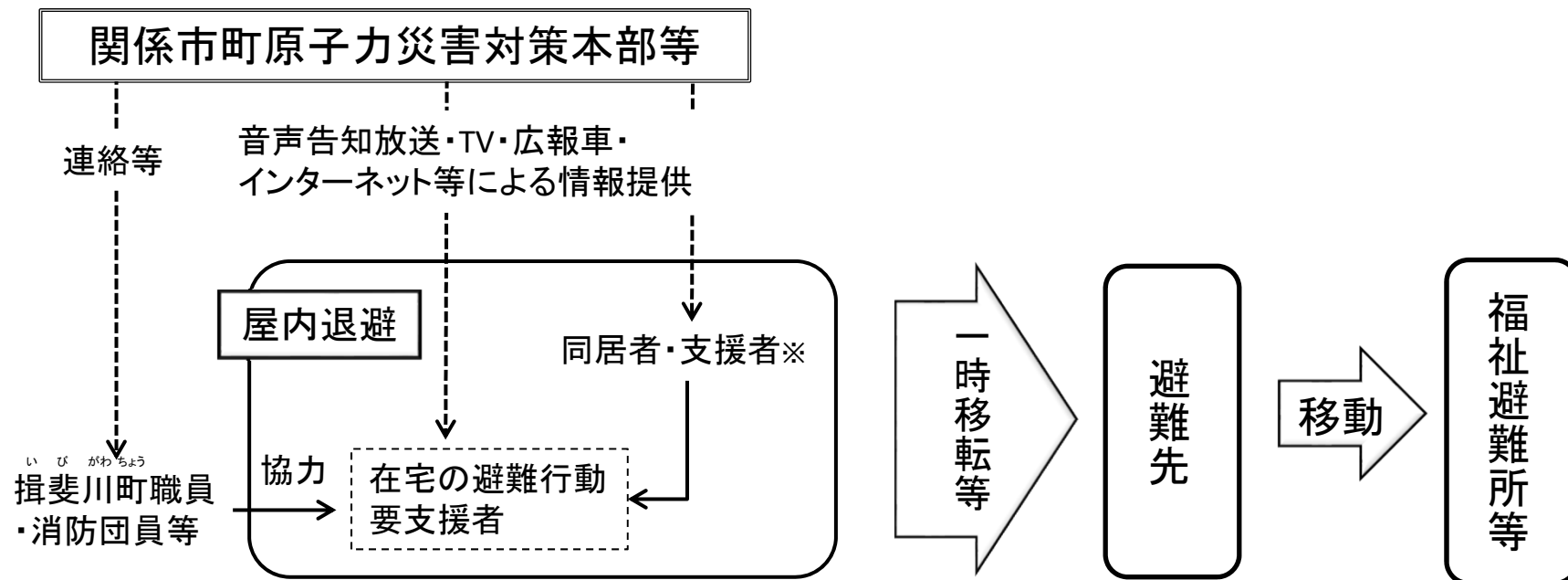
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

3-14 UPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる者は、避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県災害対策本部において避難先を確保。



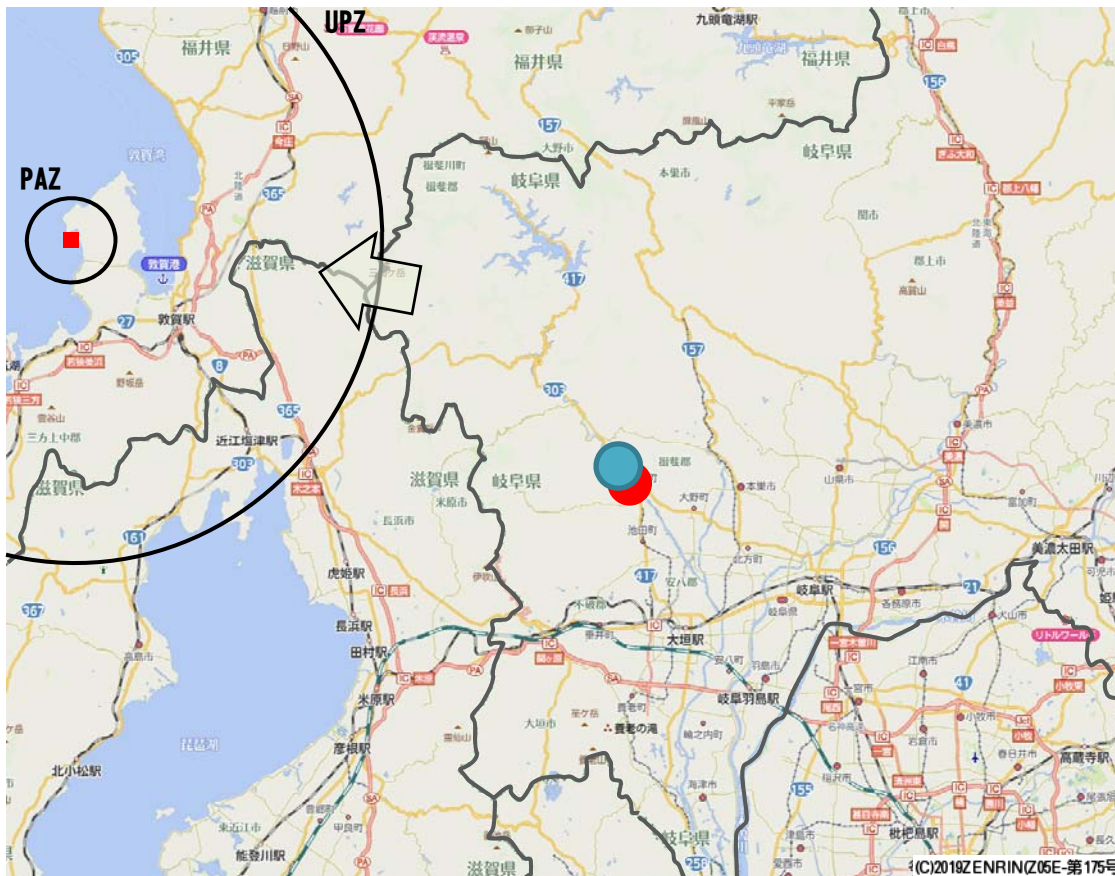
※ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

3-15 岐阜県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

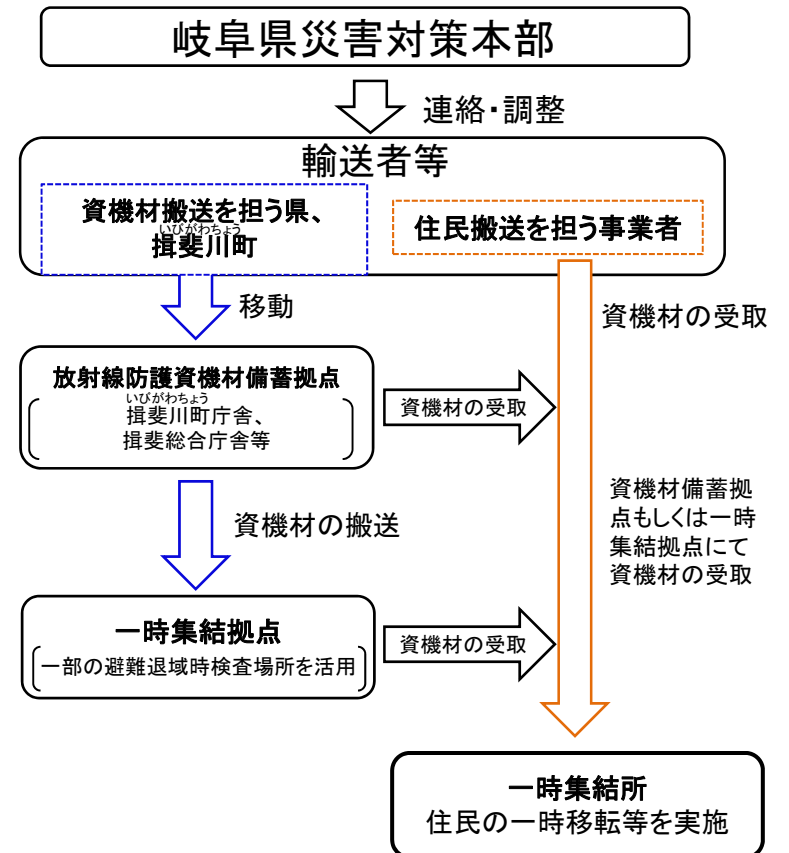
- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点（一部の避難退域時検査場所を活用）で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

(凡例)

● : 放射線防護資機材備蓄拠点 ● : 一時集結拠点



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



3-16 岐阜県における物資の調達・供給

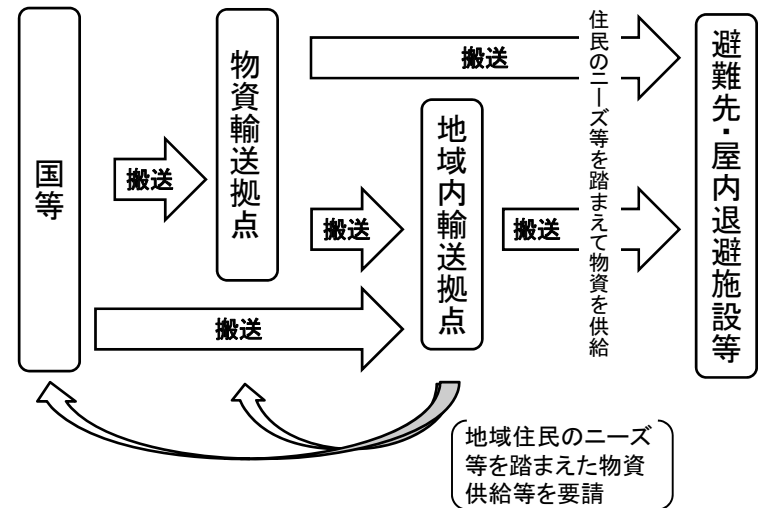
- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため広域防災活動拠点を設定※。広域防災活動拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や地域内輸送拠点到に輸送。

※岐阜県にて設定している広域防災活動拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。

- 地域内輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 広域防災活動拠点・地域内輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結事業者から広域防災活動拠点等に専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

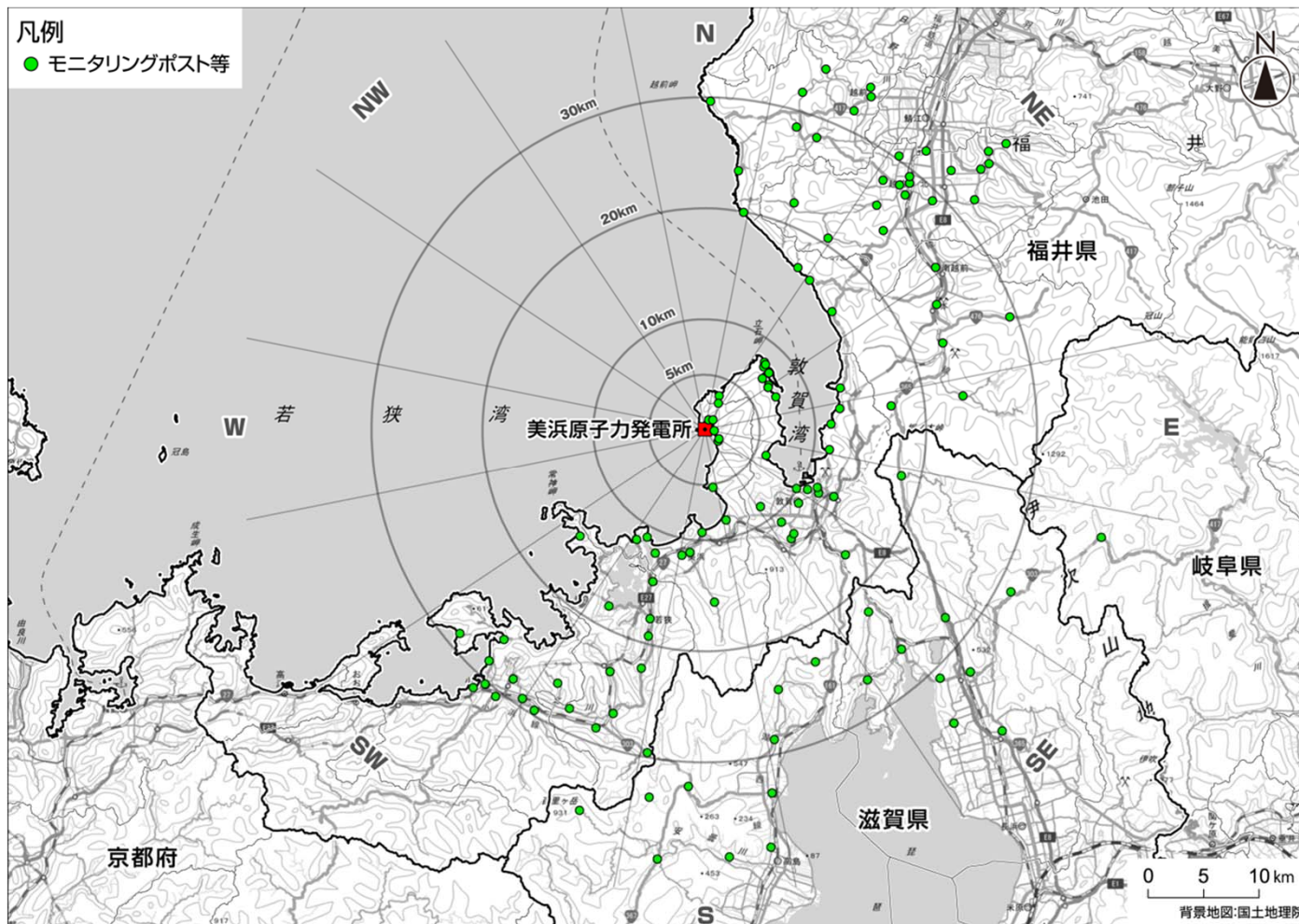


物資輸送拠点
 (岐阜メモリアルセンター、ソフピアジャパン、国際たくみアカデミー等)
 ・県が国の調整によって供給される物資等を受け入れ、原則として、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて物資を輸送する拠点。

地域内輸送拠点
 ・市町村が設置する、県から輸送される支援物資の集積や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する拠点

3-17 緊急時モニタリングの実施体制

- 美浜発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むようにUPZに111地点（PAZを除く福井県：65地点、滋賀県：20地点、岐阜県1地点、電力：25地点）の測定局を用いて24時間監視を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZ内では、17地点の測定局で連続測定を実施。



モニタリングポスト(例)



モニタリングカー(例)
[走行サーベイ車]

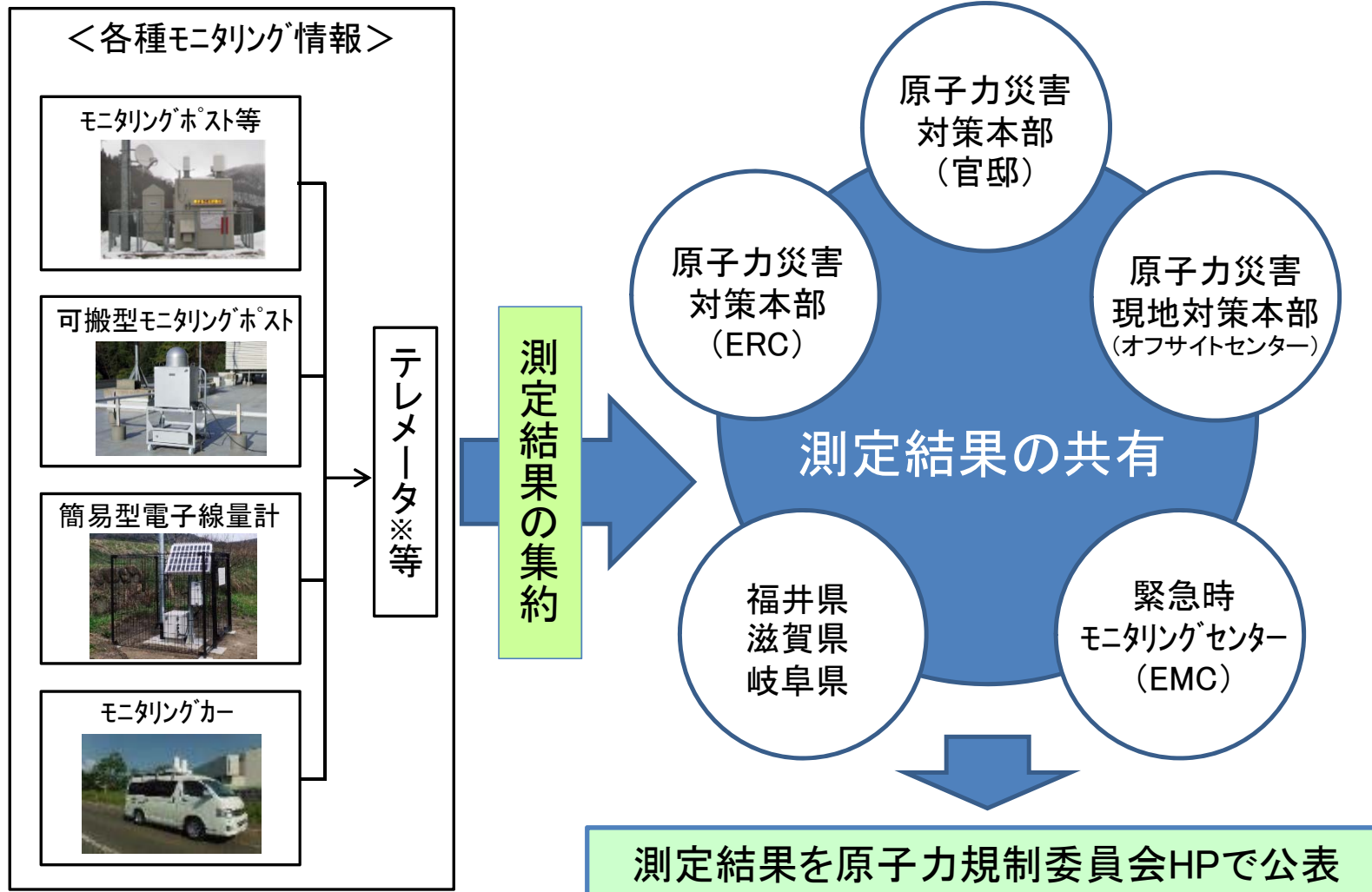


可搬型モニタリングポスト(例)
[バッテリー付]

図 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

3-18 緊急時モニタリング結果の共有及び公表

緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、岐阜県は計4箇所の施設に合計で丸剤1,056,000丸と粉末剤7,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤300包を備蓄。
- 緊急配布は県及び揖斐川町職員が、備蓄先より一時集結所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<岐阜県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

岐阜県：4箇所

県及び町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等
(計8箇所)

いびがわちよう
揖斐川町：8箇所

3-20 美浜地域の避難退域時検査場所の候補地

➤ 避難退域時検査は、**県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施**。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。

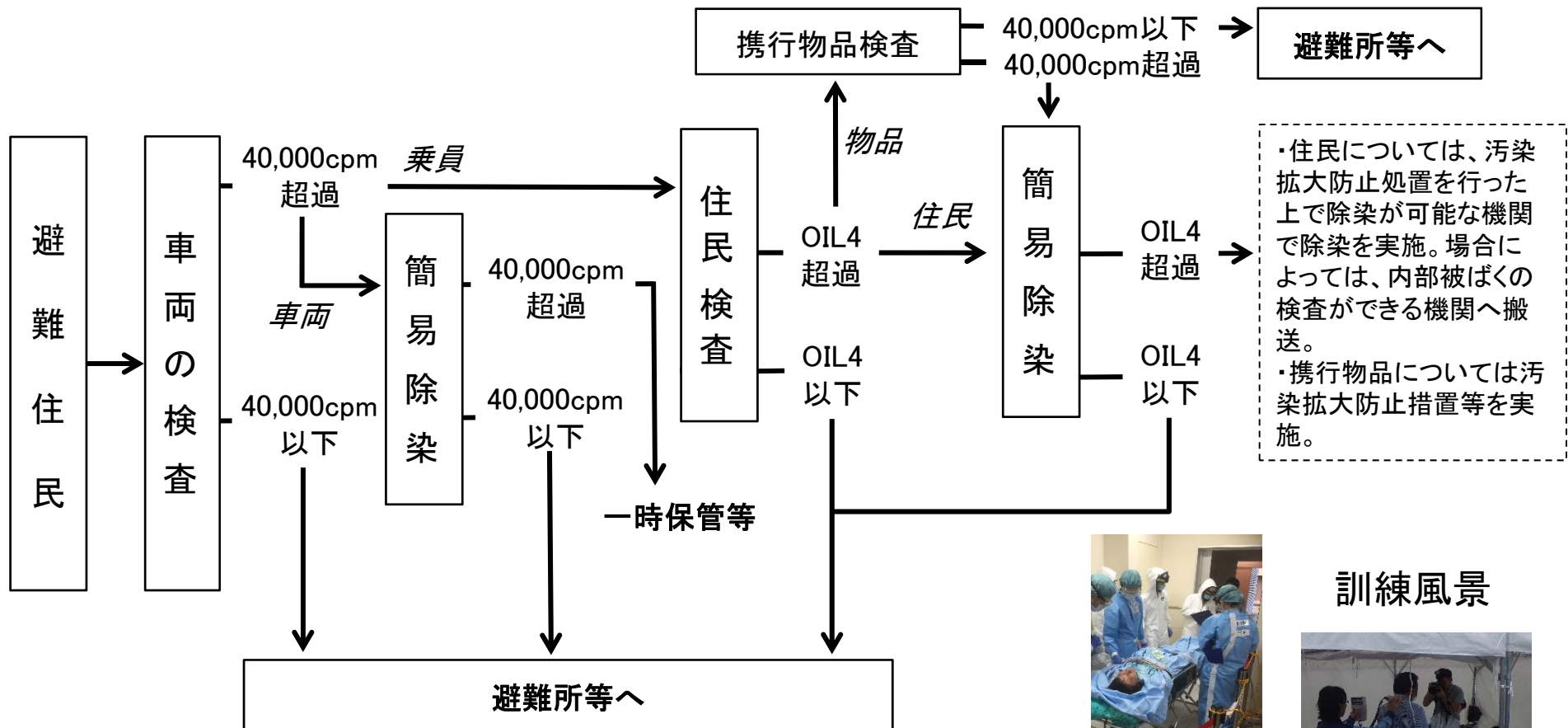
【凡例】

- 福井県が準備する候補地
- 滋賀県が準備する候補地
- 岐阜県が準備する候補地
- 舞鶴若狭自動車道
- 北陸自動車道
- 名神高速道路
- 国道27号
- 国道8号



3-21 避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景

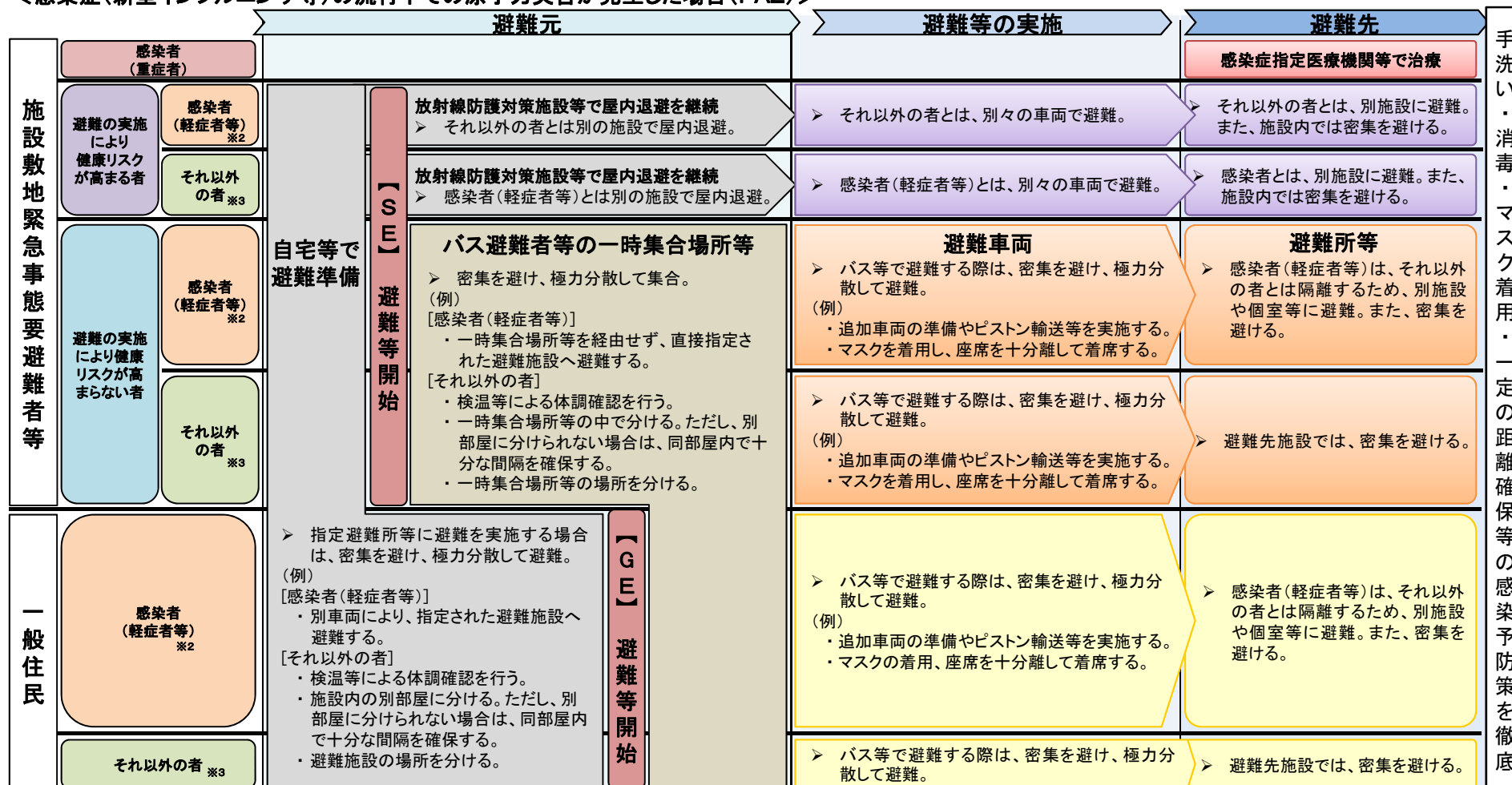


- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※ 避難退域時検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合、住民に対し通過証等を発行する。
- ※ OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

3-22 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

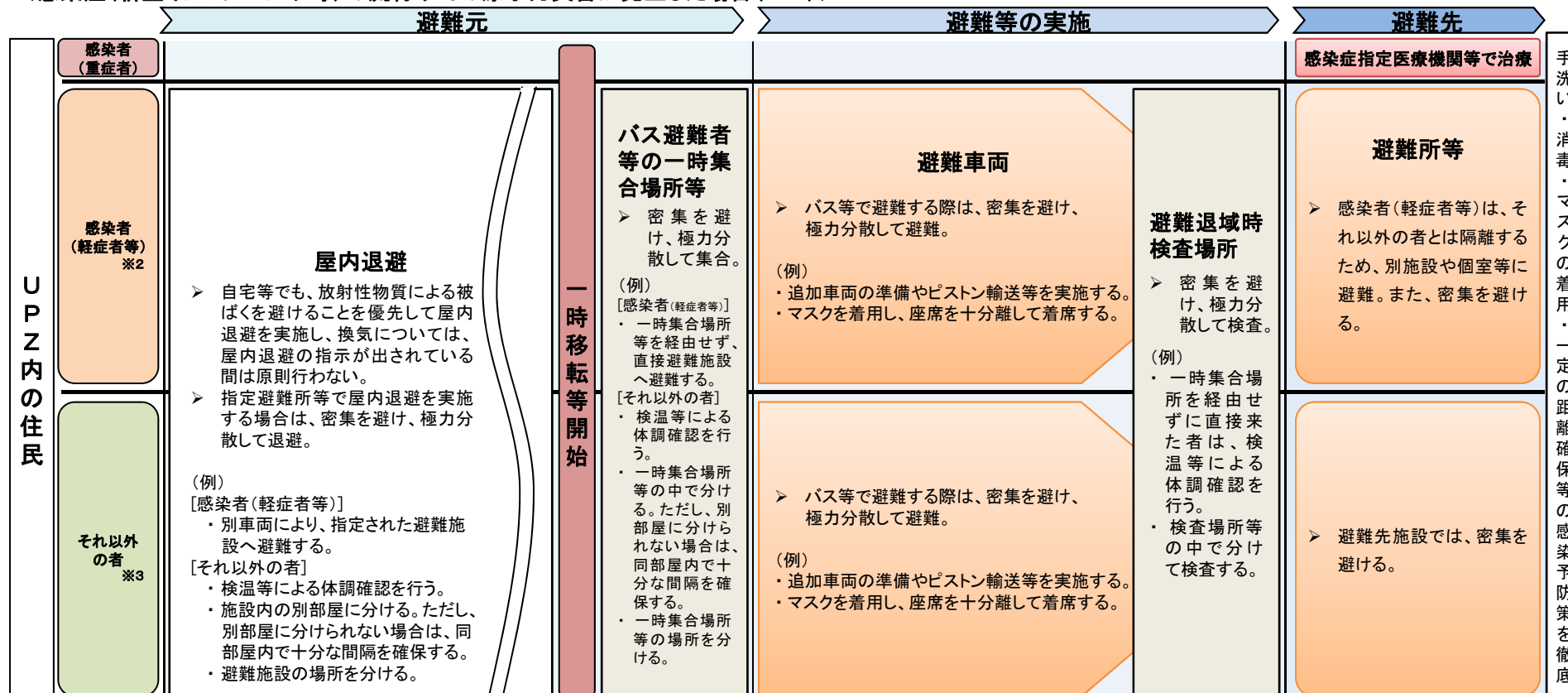
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

3-23 感染症^{※1}の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

- ◆ 福井エリア地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。